

# 令和7年12月 時津町農業委員会総会

日時 令和7年12月25日（木曜日）10時～10時50分

場所 時津町役場第2庁舎3階会議室

## 1. 開 会

## 2. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号1-43号）

日程第3 議案第2号 農地法利用集積等促進計画・一括方式（受付番号1-41号）

日程第4 議案第3号 非農地証明書交付願（受付番号1-42号）

日程第5 議案第4号 時津町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正

日程第6 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出（受付番号1-40号）

報告第2号 届出受理済証明願（受付番号1-39号）

## 3. 出席委員

### ○農業委員（9名）

1番 朝長 克二

2番 吉川 博美（欠席）

3番 坂本 敬治

4番 小畠 栄一

5番 高橋 達男

6番 溝上 勝也（欠席）

7番 池田 稔

8番 濱田 信

9番 渡辺 洋一

10番 水口 直樹

11番 辻 文美

### ○農地利用最適化推進委員（3名）

1番 岳田 稔人

2番 溝上 直美

3番 植田 秀之

## 4. 議事録署名人 11番 辻 文美 1番 朝長 克二

○議 長

皆さん、おはようございます。本日の出席委員は農業委員9名、推進委員3名であります。会議規則第7条の規定の定数に達しておりますので、これより令和7年12月農業委員会総会を開催いたします。日程第1、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は会議規則第14条の規定に基づき、11番辻委員、1番朝長委員を指名いたします。日程第2、議案第1号について事務局は説明をお願いします。

○事務局

議案第1号について説明いたします。1ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請です。使用借人は日並郷〇〇、〇〇さん、使用貸人は大阪府枚方市招提大谷〇〇、〇〇さん、農地は日並郷〇〇、地目は畑、地積は1,596㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。使用貸借権の設定で設定期間は10年間です。申請理由は使用貸人は遠方に居住しており耕作ができないため、使用借人は使用貸人である義理の兄の土地で耕作を行うためです。農作業従事者は2名で従事日数合計は400日、譲受人経営面積は1,596㎡です。2ページ以降は許可申請書です。4ページの「(1) 作付け予定作物」はぶどうです。「(3) 農作業従事者数の②世帯員・常時雇用」は本人以外に1名です。5ページの「4 農作業への従事状況」は〇〇さんと息子の〇〇さんの2名で、あわせて年間400日農業に従事します。6ページの「6 周辺地域との関係」は周辺農家と同様の栽培方法で行うため周辺農地に影響はありません。「7 地域との役割分担の状況」は農業の維持発展のため共有施設の維持管理や獣害被害対策に関して周辺農家と協力することです。7ページは「農地法その他の農業に関する法令の遵守状況」ですが、関係法令の違反はありません。8ページは位置図です。〇〇の裏、東側の農地です。9ページは現況写真です。議案第1号の説明は以上です。

○議 長

議案第1号についてご質問、ご意見はありませんか。無いようでしたら、

議案第1号に賛成の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって、議案第1号は許可することに決定します。日程第3、議案第2号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局

議案第2号について説明いたします。10ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案、農地中間管理事業による農地の使用貸借の更新についてです。まず、左上の農地中間管理機構に賃貸借権の設定等を行う者は日並郷〇〇、〇〇さん、右上の農地中間管理機構を通じて賃貸借権の設定等を受ける者は日並郷〇〇、〇〇さん、農地は日並郷〇〇ほか8筆、地目は畑、現況地目は樹園地、地積合計は5,108㎡、市街化調整区域の農振農用地です。こちらは中間管理事業により令和3年3月10日から5年間の使用貸借契約を行っていましたが、令和8年3月9日で契約が終了することに伴い、5年間の契約更新を行うものです。契約期間は令和8年3月10日から5年間となっています。11ページは〇〇さんの農業経営の状況です。年齢は72歳で農作業従事日数は年間250日です。Bの現在の耕作面積は24,440㎡、Cの主たる経営作目はみかん、ぶどう、水稲です。Dは世帯員の労働力の状況です。12ページは法令順守状況ですが、法令違反はありません。13ページは位置図です。今回対象の農地は〇〇の西側周辺の農地です。今回の農業委員会の総会で内容を確認し、問題がなければ、今後、計画案を町から公社へ提出する予定です。以上で議案第2号の説明を終わります。

○議長

議案第2号についてご質問、ご意見はありませんか。

○4番

借りる方の世帯員と農業従事者について、息子さんが手伝っていたり、奥さんが亡くなったりしていたと思うが。

○事務局

再度確認したいと思います。

○8番

先ほどの案件は農地法3条による貸借で、今回の案件は中間管理事業によ

る貸借ですが、中間管理事業による貸借のメリットはどのようなことか。

○事務局

中間管理事業による貸借は直接契約ではないため、一般的にはトラブルが少なくなると言われています。また、貸す側が所有する全ての農地を中間管理機構に10年以上貸す場合は税の減免などが受けられます。そのほか、借りている方が賃料を払わない場合でも、貸している方には中間管理機構から賃料が支払われるため、賃料が保証されるというメリットがあります。中間管理事業による貸借のデメリットとしては、当初、貸借契約を締結する際、手続き期間が長いため、迅速に契約したい方は農地法3条の貸借を選ぶ方が多いという状況です。

○議長

ほかにありませんか。無いようでしたら、議案第2号に賛成の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって、議案第2号は一部確認していただき、原案どおりとすることに決定します。日程第4、議案第3号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局

議案第3号について説明いたします。14ページをご覧ください。非農地証明書交付願です。願出人は野田郷〇〇、〇〇さん、農地は野田郷〇〇、地目は畑、地積は153㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。こちらの農地は「2転用した目的及び時期」に記載されていますが、平成5年8月頃、野田郷〇〇の宅地に通ずる通路及び駐車場として利用するためコンクリート舗装を行っていますが、転用申請は行っていませんでした。また、この農地の現在の状況は「3証明を受けようとする物件の状況」に記載されていますが、野田郷〇〇の宅地に通ずる通路及び駐車場として現在も利用し続けているという状況です。現在の農地所有者の〇〇さんは家のリフォームを予定しており、各種手続きを行うため非農地証明の交付願いを提出されています。15、16ページは位置図です。農地は〇〇の北東付近です。17ページは現況写真です。該当農地は宅地の手前側で宅地への進入路と法面の部分で

す。18ページは隣人による証明書です。平成5年8月頃から通路及び駐車場として利用していたことの証明となっています。証明によると平成5年8月には非農地となっており、30年以上が経過しており、農地は形状が法面で、周囲の状況も道路と宅地であることから、今後、農地としての活用が見込めないため、非農地証明を行うものです。議案第3号については以上です。

○議長 議案第3号についてご質問、ご意見はありませんか。

○10番 この農地は転用申請もれになると思うが、以前の利用状況調査などでは把握できていたと思う。調査で把握できたものについては随時、是正していつてほしい。

○事務局 今回は面積が狭く法面で、今後の農地としての利用が見込めないため非農地証明を交付することとしていますが、引き続き、未届転用を確認した場合は申請や届出を行っていただくよう指導していきたいと思っています。

○議長 ほかにありませんか。無いようでしたら、議案第3号に賛成の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって、議案第3号は原案どおりとすることに決定します。日程第5、議案第4号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第4号について説明いたします。21ページをご覧ください。時津町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則です。21ページは規則改正の概要を記載しています。改正の趣旨は令和8年1月から次期委員候補者の推薦、公募の準備を開始するにあたり、周知方法や届出書様式を見直し、手続きの適正化を図るため、規則の一部改正を行うものです。改正内容については27ページの新旧対照表に記載のとおりです。施行期日は公布の日から施行することとしています。この規則の改正は1月から次期農業委員、農地利用最適化推進員の募集要項を作成し、推

薦依頼や広報掲載依頼などを進めていくため、本日の総会での審議後、今月中に農業委員会で告示を行う予定としています。以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長 議案第4号についてご質問、ご意見はありませんか。

○4番 今回の改正は農地利用最適化推進委員の選任に関する規則だが、農業委員の方の改正はないのか。

○事務局 農業委員の選任に関する規則についても同様の改正を行いますが、農業委員の選任に関する規則は町の規則ですので農業委員会総会での審議はありません。

○議長 ほかにありませんか。無いようでしたら、議案第4号に賛成の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって、議案第4号は原案どおりとすることに決定します。日程第6、報告が2件あります。事務局は説明をお願いします。

○事務局 報告事項について説明いたします。まず、報告第1号ですが35ページをご覧ください。農地法第5条の規定による届出、権利移動を伴う市街化区域内農地の転用です。譲受人は西時津郷〇〇、〇〇さん、〇〇さん、譲渡人は浜田郷〇〇、〇〇さん、農地は浜田郷〇〇、地目は畑、地積は290㎡、市街化区域内の第3種農地、区画整理区域内で仮換地31街区12-2です。譲受人は住宅用地として利用すべく届出を行うものです。権利の種類は所有権の移転、権利の期間は永久です。36ページは届出書です。「3権利を設定移転する契約内容」は売買による所有権の移転です。「4転用計画」の工事着工時期は受理通知あり次第、工事完了は着工より3カ月の予定です。施設の概要については住宅は木造2階建て建築面積は65.81㎡です。「5被害防除施設の概要」としましては、汚水・雑排水は公共下水道へ接続し、雨水は雨水枳より道路側溝へ放流することとしており、周囲に農地はありま

せん。37ページからは仮換地通知書、仮換地の案内図、明細図、仮換地分割願です。届出農地は〇〇の西側付近です。37ページの仮換地通知書は浜田郷〇〇となっていますが、40ページの仮換地分割願が提出されており、区画整理課に確認しましたが、今後、分割後の仮換地通知書が出される予定です。42ページは現況写真です。現在、空地となっています。43ページは、建物の平面図です。

次に報告第2号ですが45ページをご覧ください。受理済証明願です。願出人は元村郷〇〇、〇〇さん、農地は元村郷〇〇、地目は畑、面積は26㎡です。願出人は登記地目変更のため証明願を提出するものです。46ページは証明願です。該当農地は昭和62年10月1日付で農地法第5条届出を受理しています。47、48ページは昭和62年10月1日付の農地法第5条の農地転用届出書です。〇〇さんから〇〇さんへ所有権を移転し、駐車場として使用するため転用の届出書を提出しています。今回の願出人の〇〇さんは〇〇さんの妻で届出農地は〇〇の東側付近です。以上で報告事項の説明を終わります。

○議長

報告事項についてご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、報告を終わります。以上を持ちまして、本日の総会は閉会します。次回の総会は1月23日（金）午後4時30分から第2庁舎3階会議室で開催します。